

平成 21 年

第 4 回市議会定例会 議案第 18 号

函館市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 12 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市青果物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市青果物地方卸売市場条例（平成 20 年函館市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号の次に次の 3 号を加える。

(6) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(8) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第 20 条第 1 項中「もしくは第 4 号」を「，第 4 号もしくは第 6 号から第 8 号まで」に改める。

第 21 条第 4 項中「第 17 条第 2 項第 1 号から第 5 号まで」を「第 17 条第 2 項各号（第 9 号を除く。）」に、「同条第 2 項第 6 号」を「同条第 2 項第 9 号」に改める。

第 22 条第 4 項中「第 5 号」を「第 5 号から第 8 号まで」に改める。

第 26 条第 2 項各号列記以外の部分中「をした者」を削り、同項第 1 号中「破産者」を「申請者が破産者」に改め、同項第 2 号中「次条」を

「申請者が次条」に改め、同項第3号中「卸売業者もしくは仲卸業者または」を「申請者が卸売業者もしくは仲卸業者または」に改め、同項第4号中「卸売」を「申請者が卸売」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(7) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第27条中「もしくは第3号」を「、第3号もしくは第5号から第7号まで」に改める。

第32条第2項各号列記以外の部分中「をした者」を削り、同項第1号中「破産者」を「申請者が破産者」に改め、同項第2号中「業務」を「申請者が業務」に改め、同項に次の3号を加える。

(3) 申請者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であるとき。

(4) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(5) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第35条第1項中「第32条第2項第1号」の後ろに「もしくは第3号から第5号までのいずれか」を加える。

第72条の次に次の1条を加える。

（意見の聴取）

第72条の2 市長は、第17条第1項、第21条第1項もしくは第2項、第22条第1項、第26条第1項もしくは第32条第1項の承認（以下この条において単に「承認」という。）をしようとするとき、または現に承認を受けている者について特に必要があると認めるときは、第17条第2項第6号から第8号まで（第21条第4項および第22条第4項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第26条第2項第5号から第7号まで、第27条、第32条第2項第3号から第5号までおよび第35条第1項に該当する事由の有無について、

警察署長の意見を聴くことができる。

第74条第2項第1号中「承認」を「名称変更等の届出」に改め、同条第3項中「第26条から第29条まで」を「第28条、第29条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市青果物地方卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項の規定（第17条第2項第6号から第8号までに該当する場合に限る。）、第27条の規定（第26条第2項第5号から第7号までに該当する場合に限る。）または第35条第1項の規定（第32条第2項第3号から第5号までに該当する場合に限る。）は、改正後の条例第17条第1項、第21条第1項もしくは第2項、第22条第1項、第26条第1項または第32条第1項の承認を受けた者および改正前の函館市青果物地方卸売市場条例第17条第1項、第21条第1項もしくは第2項、第22条第1項、第26条第1項または第32条第1項の承認（以下「改正前の承認」という。）を受けた者であって、この条例の施行の日以後に改正後の条例第17条第2項第6号から第8号まで、第26条第2項第5号から第7号までまたは第32条第2項第3号から第5号までに該当することとなったものについて適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の承認を受けている者が、改正後の条例第17条第2項第6号から第8号まで、第26条第2項第5号から第7号までまたは第32条第2項第3号から第5号までに該当していることが判明したとき（この条例の施行の日以後にこれらの規定に該当することとなったときを除く。）は、市長は、当該改正前の承認を受けている者に対して、これらの規定に該当しなくなる措置をとることを勧告するものとする。
- 4 市長は、前項の者が同項の規定による勧告に従わないときは、当該者に対して当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

(提案理由)

仲卸業者，買受人もしくは関連事業者になろうとする者またはなっている者が暴力団員等であるとき等においては，これを承認しないこととし，または承認を取り消すこととし，および買受人の承認に関する業務を指定管理者に行わせないこととするため